

中津川市ふるさとづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、中津川市のふるさとづくりを応援しようとする個人又は団体からの寄附金を財源として、その意向を反映した事業を実施することにより、多様な人々の参加による豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を具体化するために実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 安心できる温かい福祉のまちをつくるための事業
- (2) 安全で便利な暮らしをつくるための事業
- (3) 産業を活発にし、働く場を充実させるための事業
- (4) 豊かな自然ときれいな中津川をつくるための事業
- (5) キラリと光る歴史・文化の中津川をつくるための事業
- (6) たくましく生きる人づくりのための事業
- (7) 互いに助け合うコミュニティづくりのための事業
- (8) その他市長が必要と認める事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し、寄附をすることができる。

2 市長は、寄附者が前項の規定による指定を行わなかったときは、その指定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、当該寄附者に対して、その旨を報告するものとする。

(寄附金の運用等)

第4条 寄附者から收受した寄附金は、中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）で設置するふるさとづくり応援基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、第2条各号に掲げる事業の財源に充てることができる。

(寄附者への配慮)

第5条 市長は、寄附金の管理及び運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年度の終了後3月以内に、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(中津川市積立基金条例の一部改正)

2 中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表減債基金の項の次に次のように加える。

ふるさとづくり応援基金	寄附者の意思を活かしたふるさとの魅力あるまちづくりに要する財源に充てるため	指定寄附及び当該基金の運用から生ずる収益のうち市長が定める額
-------------	---------------------------------------	--------------------------------